

第72回伊方原発再稼働を止めよう！

<http://hiroshima-net.org/yui/1man/>

広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する1万人委員会

◆日時：2015年10月15日（土曜日）15:00～16:00 ◆場所：広島平和公園 元安橋東詰出発

◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する1万人委員会（連絡先 1man_office@hiroshima-net.org）

◆企画：原田三子・重広麻緒・哲野イサク・網野沙羅
◆調査：原田三子・哲野イサク ◆文責：哲野イサク
◆チラシ編集・作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

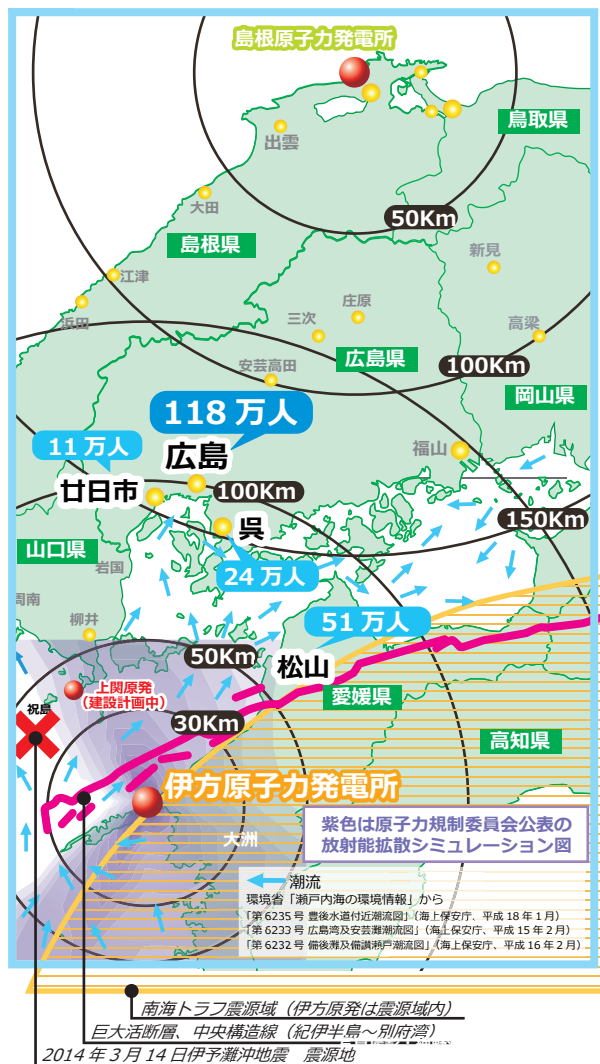
「安倍政権 騙しの再稼働戦略」 に沿って進む伊方原発再稼働 —金食い虫の伊方原発が四国電力の経営を圧迫—

このチラシで皆さんに訴えたいこと

広島市からもっとも近い原発、しかも瀬戸内海を挟んでさえぎるものとしてない四国電力の伊方原発の存在が、広島市民の私たちにとって最大の生活上のリスクであることは、これまで繰り返し皆さんに訴えてきました。（右マップ参照のこと）その伊方原発は再稼働に向けて着々と準備中です。しかしその準備の仕方がいかにも不明朗で、騙しとあからさまな誘導に基づいて行われています。その騙しの手法は驚くほど九州電力川内原発再稼働で使われた手口と似ており、これは安倍政権による「騙しの再稼働戦略」に沿ったものと結論せざるを得ません。

このチラシでは、「安倍政権：騙しの再稼働戦略」を説明しながら、その「伊方原発版」をみていきます。さらにその騙しは結局マスコミ報道（これにはNHKや朝日新聞、毎日新聞などを含みます）によって国民に伝達され、知らぬ間に「原発再稼働」に向けて誘導されていることを大きな特徴とします。しかも、朝日新聞やその他新聞各紙の社説や論説欄などでは、一見原発再稼働に反対あるいは消極的、住民サイドに立っているかのようなポーズを取りながら、実は安倍政権が推し進める「騙しの再稼働戦略」を事実上推進させる中身の“報道”を行っている点が悪質です。

また、苛酷事故を覚悟して、あるいは長年住み慣れた土地から避難することを覚悟してまで、伊方原発を再稼働させる合理的な理由がいったいどこにあるのか、という肝心要のポイントもこのチラシではみていきます。というのは四国電力管内では夏のもっとも電力使用量の大きかったピーク時間帯でも500万kW程度に過ぎず、それに対して四国全体では伊方原発発電量202万kWを除いてみても、約850万kW以上もあるからです。これには太陽光発電による発電量は含みません。元々市場の小さい四国は電力供給過剰地域なのです。また、伊方原発の存在そのものが四国電力の経営にとって重荷であり、伊方原発がなければ、四電はもっと楽な経営ができていたであろうこともこのチラシでみていきます。いったい誰のための何のための伊方原発再稼働なのか……。



朝日新聞社説にみる「騙しの再稼働戦略」の刷り込みぶり

「安倍政権・騙しの再稼働戦略」をみる前に、一見反対のポーズをとりながら、戦略に全面協力するマスコミのあり方を2015年10月15日付けの朝日新聞社説からみておきましょう。その協力の第一段階は「**読者に正確な情報を提供せず、常に騙しの再稼働戦略に有利なバイアス**」をかけた情報を提供するところから始まります。

「原発再稼働」という言葉は、いったん停止していた原発が、原子力規制委員会の新規制基準に適合しかつ現在の原子力規制法体系に適合した形で、通常営業運転を再開するという意味で私たちはこれまで使ってきましたし、これからもそう使うでしょう。つまり「**再稼働**」=「**通常営業運転再開**」です。

朝日の社説は「**川内原発**」2号機がきょう再稼働する」と冒頭に書いています。しかしこの「**再稼働**」は、「**再稼働**」=「**通常営業運転再開**」ではありません。**川内原発2号機はまだ規制基準適合性審査を終了・合格していません**。終了・合格しない前に営業運転再開すれば、これは当然「原子炉等規制法違反」になります。実際九州電力広報部も「再稼働は合格後にしなければならぬ」(2015年10月15日電話取材)といっています。

それでは朝日の社説がいう「再稼働」はいったいどういう意味なのでしょう？それは「使用前検査」に伴う「原子炉起動」のことなのです。ここでの「再稼働」という言葉はバイアス

がかかった情報なのです。次に朝日社説は「こうした形での再稼働は進めるべきではない」と書いています。この場合の「再稼働」は、「通常運転再開」という意味です。「使用前検査に伴う原子炉起動」ならば、規制委員会の規制基準適合性審査の最終段階である使用前検査のプロセスに則った原子炉起動であり、法令上瑕疵のない、従って地元同意も避難計画も関係のない措置です。従って2番目の「再稼働」は「原子炉起動」のことではありえません。こうして朝日社説は短い文章の中に、意味の異なる「再稼働」を立て続けに使い、読者の頭を混乱させ、現状を正しく理解することを妨げます。

次に社説は「災害が起きれば…住民の避難訓練さえしていない」と一見再稼働反対のポーズをとって見せます。ところが、現実には発生するのは「放射能災害」であり、「自然災害」ではありません。原子力災害対策特別措置法は、「**(目的) 第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ**」という言葉で始まります。原子力災害**(放射能災害)**は、放射能から逃れる、という特殊な災害でこの点で自然災害と区別されます。ところが日本政府や安倍自公連立政権は意図的にこの両者の違いを混同させます。放射能災害だとわかれば、この災害に対する反発が強くなり再稼働に不利に働くからです。朝日の社説も「災害が起きれば…」とことさらに両者を混同させています。

放射能災害に訓練などは意味を持たないと喝破したのは「福井地裁高浜原発運転差し止め処分命令」の理由書ですが、この社説は「避難訓練さえしていない」と放射能災害に対する避難訓練になにか意味があるように書いています。

さらに社説は「再稼働のお墨付きは…規制委の安全審査によっている」と書いています。**事実関係として規制委は再稼働判断に全く関係しません**。次に規制委が行っているのは「規制基準適合性審査」であって「安全審査」ではありません。原発の安全性に関して審査しているのではなく、規制基準に適合しているかどうかを審査しています。**田中俊一規制委委員長が「適合しているからといって当該原発が安全だとは申し上げられない」という通りです**。ところが安倍政権は、「**規制委の審査に合格した原発は安全**」であるという「誤解」を国民にもってもらわなければ困ります。安全を保証したものでないことがわかると、原発再稼働に不利に働くからです。「**規制委の審査に合格した原発は安全**」という誤解を国民に刷り込むのにもっとも適した言葉が「安全審査」です。この社説も安倍政権の方針に忠実に従って、**規制委自身が明確に否定した言葉、「安全審査」という言葉をつかい続ける**のです。他にも指摘すべき部分は多々ありますが、この朝日新聞は、一見反対ポーズをとりつつ、その実、安倍自公政権の「騙しの再稼働戦略」に忠実な社説を掲載しています。

図1 享月 日 曜日 版

2015年(平成27年)10月15日 木曜日 10版 オピニオン 14

社説 Editorials

川内2号機

再稼働より安全確保

九州電力川内原発(鹿児島県薩摩川内市)1号機に続いて2号機がきょう再稼働する。

災害が起きれば避難路の確保ができない地域を抱えながら、住民の避難訓練さえしていない。再稼働のお墨付きは、避難計画について検討する権限がない原子力規制委員会(規制委)の安全審査によっている。こうした形での再稼働は進めるべきではない。

川内川河口、原発に最も近い場所に約400人が暮らす津波地区は、複合災害が起これば避難路がすべて断たれ、孤立する恐れが指摘されている。

市が避難路に指定しているのは、河口にかかる橋と川沿いの県道。だが、橋は地震で崩落する危険があり、県道も津波や高波で通れなくなると予想される。車が通れる残る一本は、斜面崩壊の危険がある林道だ。

地区から再三の要求があったものの、対策は取られないまま8月に1号機が再稼働した。

「地震などの自然災害に続いて原発事故が起きることはない」という想定は、福島第一原発事故で破綻したはずだ。

住民の安全を確保するには、避難路を含めた避難計画の審査も再稼働の条件として位置づけることが当然ではないか。住民参加の訓練で計画の実効性を確かめ、必要があれば計画の修正を求める。住民の視点で点検する機能がほしい。規制委に加え、2号機については、古い蒸気発生器を取り換えずに再稼働に踏み切ることでも、住民の不安を招いている。

川内原発では、00年ごろから1号機の蒸気発生器で細管の腐食が相次ぎ、08年に交換した。

2号機についても09年、九電自らが「さらなる信頼性向上の観点から」と、3機ある蒸気発生器すべての交換を発表。経済産業相の許可も得ていた。

原発事故後、新規規制基準に基づく審査の対応に追われ、交換の延期を決定。今年5月、古い蒸気発生器で規制委の認可を受け、交換は先送りされた。

九電は「予防保全的に交換を考えていた。規制委の審査は現状のものでクリアしている」と説明する。しかし、「信頼性向上」のために必要だった措置を見れば、信頼性は損なわれ、実際、住民からは「地震に耐えられるのか」など不安の声が上がっている。

安倍首相は昨年「完全に安全を確認しない限り、原発は動かさない」と語った。だが、川内原発再稼働は、首相の言葉とはまるで異なる進め方である。

※赤線は当方による強調

安倍政権 騙しの再稼働戦略 騙しのシナリオフローチャート

山口祥義佐賀県知事の発言から示唆される「国主導による再稼働シナリオ」の存在

「…また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされています」ので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。…」 ※赤字は当方による強調

【参照資料】佐賀県の web サイト「玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請」への山口祥義佐賀県知事からの回答(2015 年 4 月 9 日)より「(4)再稼働に対する地元同意について」の回答抜粋 <<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0178/9765/shimindantaikaitou150225.pdf>>
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 <<http://saga-genkai.jimdo.com/>>

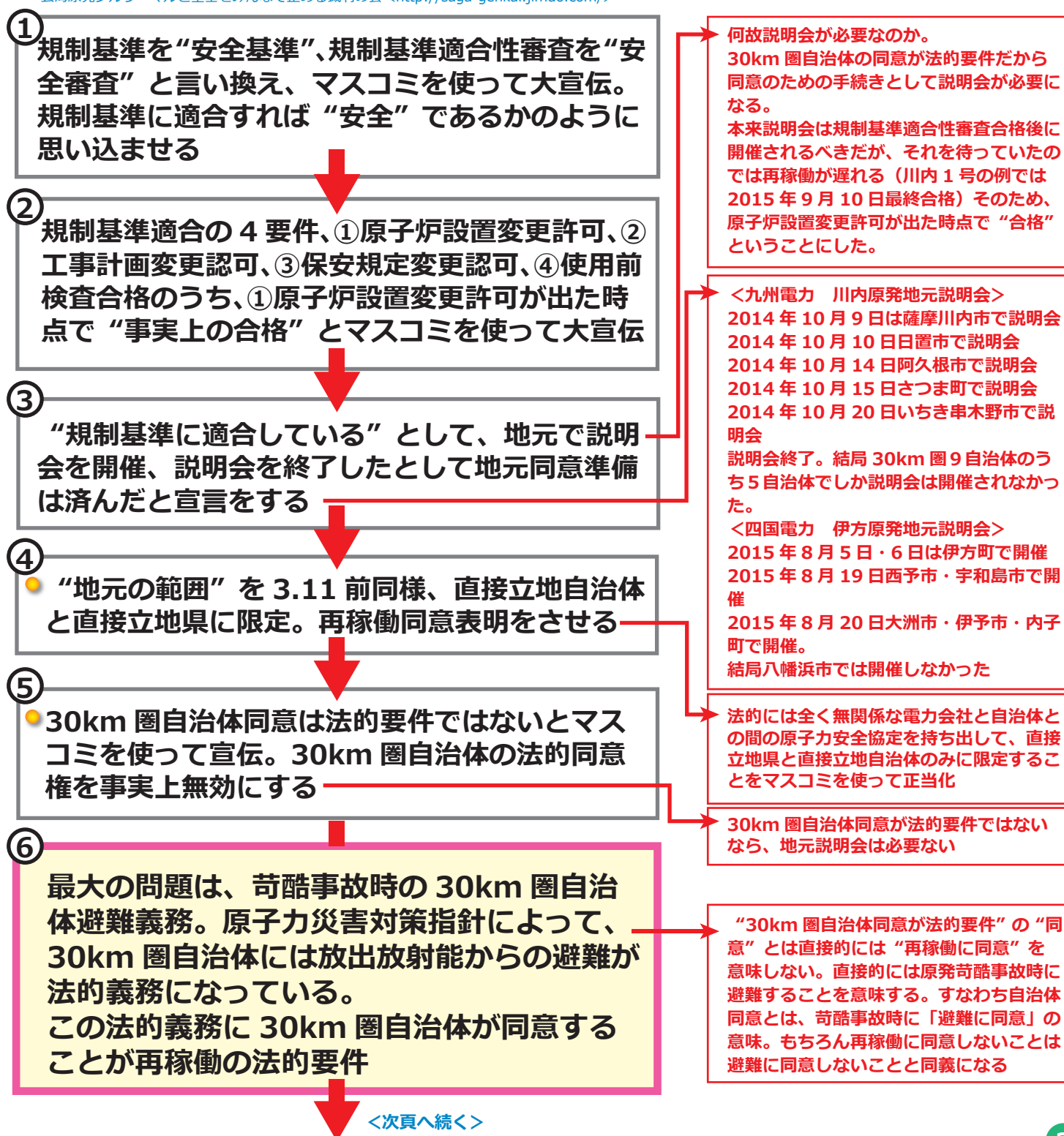


表 1-2

<前頁より続き>

⑦

“30km 圏自治体同意”の証が苛酷事故時の避難計画の提出。避難計画に実効性がない、という主張は、“避難に同意しない”と同義になり、安倍自公政権にとって、これへの対策が緊急課題となる。
 というのは、避難に同意しない、となると法的要件を満たさなくなるからである

苛酷事故時、避難は規制委の規制基準を支える“5層の深層防護”体系の第5層の重要防護手段であるにも関わらず、避難計画の実効性については審査のしくみがない。

規制委も審査しないし、国の行政機関のどこにも審査が義務づけられていない。それどころか、避難計画実効性に関する審査基準すら存在しない。したがって避難計画の実効性については各自治体の判断によることになる

対策1 ⑧

内閣原子力防災会議を設置し、ここで「当該避難計画は具体的かつ合理的である」とし、“了承”するとしておすみつきを与える

原子力防災会議には、法的にも避難計画の実効性を審査するしくみはないし、実質的にも審査能力を持っていない。事務局スタッフは内閣府の原子力防災担当が兼任している。つまり、原子力防災会議の“了承”は空手形

対策2 ⑨

30km 圏地元自治体には「避難計画に完全はない」と宣伝。避難計画の“実効性”問題を、避難計画の“完全性”問題にすり替えて避難計画に対する不満や批判を自治体に抑え込ませる

バリエーションとしては、「パーフェクトな避難計画はない」「避難計画は避難訓練を重ねながらより完全なものに近づける」「避難計画は時間をかけてより完全なものにする」などがある。

いずれも避難計画の実効性から目をそらせる言い方。一度経験すれば、二度目はない原子力災害（放射能災害）と地震・津波・土砂災害などの自然災害を意図的に混同させる言い方でもある。どういう形で起こるかわからない放射能災害に避難訓練などは全く有効性を持たない

⑩

以上の観点、すなわち「原子力規制委の規制基準を合格した原発は安全である」「30km 自治体同意は再稼働の法的要件ではない」「原発苛酷事故時の避難計画には完全はないから、時間をかけてより完全に近づけなければならない」などの宣伝をマスコミを通じて繰り返し日本社会にすり込み、原発再稼働の地ならしを行う

バリエーションの一つは、原子力災害地域防災協議会（内閣に置かれた原子力防災会議メンバーと原発災害広域自治体関係者とで作る広域地域協議会。現在 13 協議会ある）が当該地域原発苛酷事故時の広域防災計画を見直した、とか具体的かつ合理的と認めた、などとする決定。

これもマスコミが報道という形ですり込んでいるが、実効性審査の実体を持たないし、したがって決して実効性ありとは明言しない。実効性は基準に基づく審査ではじめて検証されるものだからである

次頁へ

次頁へ

<次頁へ続く>

11

原発地元に対する騙しとして、「原発事故が起これば国が責任を持つ」と発言。
 原発事故が起これば国が収拾・補償などの全責任を負うかのような錯覚効果がある。
 実際には法令上、国は災害に対して、指導、支援、援助する立場にあり、住民の生命、健康、身体、財産、および避難や補償に関しては第一義的責任を負わないことになっている

例えば愛媛県の中村時広知事は、原子力防災会議に出席して安倍首相から苛酷事故時は国が責任を負うとの発言を得た、としているし、鹿児島県の伊藤祐一郎知事は、当時の経済産業省大臣から苛酷事故時には国が責任を持つとの確約を文書で得たとしているほか、再稼働に賛成する自治体の首長及び地方議会は「苛酷事故時は国が責任を持つ」との点を同意理由に挙げている。法令上は国は第一義的責任を負わない

国が責任を持つというのなら、まず法令上、そのように変更すべきである

福島原発事故では法令通り国は避難指示は出したが、住民の避難に全責任を負ったのは各自治体。
 また補償責任は東電が負い、国が負っていない、これも法令通り。
 騙しの手口とすれば一番悪質

検査のための原子炉起動を再稼働とすることは規制基準適合前に再稼働が行われることになり、事情を知らぬ一般国民に諦め効果を与えるほか、規制基準適合後の通常営業運転再開、すなわち本物の再稼働から社会の注目を逸らせる効果を持つ

12

原子力規制委員会の適合性審査の最終段階である「使用前検査」のそのまた最終段階である「起動後検査」に伴う原子炉起動を“再稼働”と宣伝。
 一挙に違法な再稼働へ向けて強行突破の最終準備を整える。
 結局“30km 圏自治体同意”が再稼働の法的要件であることから、完全に目を塞ぐことになる。違法な再稼働を既成事実化する構え

さらに、規制基準適合性審査全体のある 1 点（検査のための原子炉起動）を再稼働とすることによって、これまで積み上げてきた再稼働という言葉を使つての様々な議論を一挙に無意味にする効果を持つ。
 例えば、再稼働のための法的要件とは何かなどの議論は意味を持たなくなる。
 再稼働に関する議論を「通常営業運転再開」などという言葉に言い換えて、議論しなければならなくなる

災害対策基本法

第三条第 1 項 (国の責務)

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

図 A 朝日新聞（大阪本社版）2015 年 8 月 27 日（木）10 版 5 面

5 総合 5 10 版 2015 年(平成27年)8月27日 木曜日 享月

四国電力伊方原発(愛媛県伊方町、7月撮影)

半島先端部も「即避難」

重大事故時 伊方原発5キロ圏外でも

四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)の住民避難計画について、国の関係機関や地元自治体などをつくる協議会は26日、原発がある半島の先端部を半径5キロ圏と同様に、重大事故時に即避難を始める「予防避難エリア」と位置づける避難の具体策などを確認した。原発が細長い半島の付け根にあり、

先端部の住民約5千人をどう避難させるかが課題になっていた。

国が関わる避難計画は、九州電力川内原発(鹿児島県)に続き2例目。避難計画は原子力規制委員会の審査の対象外だが、「自治体まかせ」との批判を受けて一昨年9月に国が支援するよう安倍晋三首相が指示。原発が立地する全国13地域についてそれぞれ作業部会が設けられ、内閣府の原子力防災部門が策定を支援している。

佐田岬半島は東西約50キロに細長くのびる。先端部の住民は陸路だと付け根にある原発に向かうことになるなど避難が難しく、孤立する恐れが指摘されている。このため、先端部は5キロ圏の外であっても、5キロ圏内(約5500人)と同じ扱いをする予防避難エリアと位置づけ、原子炉の冷却機能喪失といった重大事故時に即避難することにした。

計画では、半島を貫く主要避難路の国道が寸断される事態も想定。船で対岸の大分県や愛媛県の遠隔地へ逃げる。天候がよければヘリコプターでの空路避難も併用する。港が使えないか船の確保が難しいときは屋内退避とし、住民が先端部にいることも想定している。

また、予防避難エリアに自力避難が難しい高齢者や子どもらが約860人(支援者を含む)いると想定し、避難に必要なバスと福祉車両は計59台と試算。5キロ圏内は約8500人(同)、52台が必要と想定した。いずれも学校や福祉施設、四電、バス会社などから必要台数を確保できる見通しとしたが、内閣府の担当者は「緊急時にどのバスをどこへ行かせるかや、(被曝を把握する)運転手への個人線量計の配布などはこれから詰める必要がある」と語る。

※赤線は当方による強調

前頁から

前頁から

伊方原発3号機は規制委適合性審査にまだ合格していない—再稼働判断できる時期ではない

3頁「安倍政権の騙しの再稼働戦略フローチャート」のパネル②をみてください。「規制基準適合性審査の4要件、①原子炉設置変更許可、②工事計画変更認可、③保安規定変更認可、④使用前検査合格、のうち①原子炉設置変更許可が出た時点で「事実上の合格」とマスコミを使って大宣伝」とあります。そしてパネルの③「規制基準に適合しているとして、地元説明会を開催、説明会を終了しているとして地元同意準備は済んだと宣言をする」と続きます。

パネルは川内原発再稼働を巡る動きを一般化したものですが、このパネルを地で行く動きが「伊方現地」で進行中です。

6頁図2は「伊方原発再稼働に愛媛県議会が同意した」ことを伝える毎日新聞の記事ですが、この毎日新聞の記事も朝日新聞同様「安倍政権騙しの再稼働戦略」を忠実にフォローした記事です。

最重要の事実関係は、2015年10月9日の時点で、伊方原発3号機は、規制委員会の適合性審査に合格していないということです。それどころか、次に重要な認可案件「工事計画変更認可」の補正申請をつい9月28日に規制委に提出したばかりで、認可のメドすら立っていません。保安規定変更認可に関しては、規制委のWebサイトを閲覧する限り申請すらしていません。つまり規制基準適合性審査終了・合格がいつになるのか皆目見当もつかない状況です。

愛媛県議会や伊方町議会、あるいは中村県知事が同意するもしないもまだ「合格」の実態がないのです。合格の実態がないのにどうやって「再稼働に同意」するのか？

「合格」したことにすればいいのです。こうして①原子炉設置変更許可が出た時点で「審査合格」とすることになりました。冷静に考えれば、規制基準適合性審査合格ではないことは明らかなのですが、マスコミが一斉に書き立てると「合格」になったと錯覚するから恐ろしい話です。**マスコミを握って報道させれば人々に信じ込ませ何でもできてしまう、ということになります。**こうして「架空の審査合格」に基づいて、愛媛県議会や伊方町議会が「**幻の同意宣言**」をする、そして図2にみられるように、**マスコミがこれを追認して、架空の既成事実をでっち上げる、という仕掛け**になっています。

毎日や朝日が、読売や産経に比べて手が込んでいるのは、一見反原発ポーズを取る点です。図3は図2の関連記事ですが、伊方再稼働を決議した10月9日の県議会で、住民から怒りの声が上がったとする記事です。反・脱原発市民グループの声を伝えながら、「伊方原発3号機を巡る動き」という表では「2015年7月15日」の項では「規制委の安全審査合格」としっかり書いています。前述のように規制委には「安全審査」はありませんし、ましてや「合格」などという事実はまったくありません。反原発ポーズを取りながら「騙しの再稼働戦略」をしっかりと刷り込んでいます。さらにここでは、「同意」の範囲を30km圏自治体ではなく、「3.11前」同様、愛媛県と伊方町だけでよし、としています。

伊方再稼働同意

「住民の願いに反する」

県議会傍聴席から怒り

「住民の願いに反する」と決定した「議員は県民の方を向け」。「愛媛県議会が9日に四国電力伊方原発3号機(同県伊方町)の再稼働に同意したのに対し、傍聴席からは怒りの声が飛んだ。(一面参照) 県議会議事堂前では再稼働に反対する住民ら約100人が、開会直前まで約1時間半にわたり「議員に私たちがの憤りを見せよう」「賛成議員は選挙で落とせよう」と訴えた。伊方町に隣接する同県八幡浜市に住む八木健彦さん(72)は「農業や漁業で生計を立てる住民の多くは、ミカンや魚が汚染されることを恐れている」と訴えた。

中、本会議が午前10時に開会。経済発展や電気料金の抑制のため、伊方3号機の再稼働を求める請願4件と、再稼働を容認する決議案1件について、7人が賛否双方の立場から討論した。自民、公明などはエネルギー自給率の観点から原発の優位性を主張し、共産、社民などは公開討論会の開催や慎重審議を求めた。午後0時半ごろに再稼働賛成の請願を採択して閉会し、議員や知事が退席し始める。伊方町前でも抗議活動があり、約20人がメガホンをついて、山手町と中村町時知事の判断となった。

伊方原発3号機を巡る動き

2011年3月11日	東日本大震災で東京電力福島第1原発事故が発生
4月29日	定期検査のため運転停止
2013年7月8日	再稼働に向けた安全審査を原子力規制委員会に申請
2015年7月15日	規制委の安全審査に合格
8月28日	愛媛県の検証委員会「規制委の安全審査結果は妥当」と結論
9月2日	八幡浜市長が再稼働を了承
10月2日	伊方町議会の特別委員会が再稼働に同意
5日	30km圏の5市町長が知事に意見を伝える
6日	伊方町議会が再稼働に同意 愛媛県議会の特別委員会が再稼働に同意
9日	愛媛県議会が再稼働に同意

伊方稼働 県議会同意

請願採択 町長・知事判断へ

愛媛県議会は9日の本会議で、四国電力伊方原発3号機(同県伊方町)の再稼働を求める請願を賛成多数で採択し同意した。またこの日、最大会派の自民などが提出した「電力の安定かつ安価な供給のための再稼働が必要」とする決議案も賛成多数で可決。再稼働に向けた残る地元手続きは、山下町長と中村時知事の判断となった。

10/10 はふとんの日
秋のサンクスセール
開催中!! 11月8日(日)まで
心斎橋西川 本店
大阪市中央区心斎橋筋2丁目8-8
心斎橋西川 心斎橋店
地下鉄心斎橋駅から徒歩3分 ●心斎橋筋商店街アーケード内

本会議でエネルギー・危機管理対策特別委員会の中村保一委員長が、6日の特別会で4件の再稼働賛成請願を採択し、56件の反対請願を不採択としたことを報告。議長を除く46人による採決の結果、賛成請願を賛成多数で採択し、反対請願を不採択とした。自民、愛媛維新の会、公明の3会派が共同提出した再稼働を容認する決議案も賛成多数で可決した。

【橋建吾、瀧脇直樹】

法令は国が第一義的責任を負うことになっていないし、避難計画の実効性を審査する行政機関は存在しない

ここで日本の原子力規制法体系の中で、「住民の生命、身体及び財産の保護に第一義的責任を負うのは市町村」という決まりとなっていることを確認しておきましょう。

法令では国は、「指導・援助することになっています。」

(原子力災害特別対策措置法は、「国に対しては原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように…必要な措置を講ずる」ことを義務づける<国の責務>第4条>一方で、当該地方公共団体に対しては「勧告し、助言し、その他適切な措置をとる」<国の責務>第4条の2>立場、あくまで助言者、支援者でしかありません)

そうした文脈の中で、7頁図4の毎日新聞の記事を読んでみると何が見えてくるのでしょうか？この記事は、愛媛県議会が「伊方原発再稼働同意」の決議を行う直前、県議会特別委員会で同意決議が行われたことを伝えるものです。

記事では、中村時広愛媛県知事が、伊方原発が苛酷事故を起こした時に、国が最終責任(この内容は極めて曖昧で受け止め手によっていかようにも解釈できます)を取ることが再稼働判断の重要な条件としていたが、その言質が取れた、と伝え「最も高いハードルをクリアした」と書いています。

後でも見ますが、この時の安倍首相の発言は原子力災害特別対策措置法の<国の責務>をほぼ復唱したものに過ぎず、何か特別な意味があるものではありません。特別な意味、すなわち、**安倍首相が「苛酷事故が発生したら何もかも国が面倒を見る」と誤解させるような発言をし、それと承知で中村知事は「首相から言質を得た」と愛媛県民に伝えて安心させ、マスコミがそれと承知で「最も高いハードルをクリア」した、「報道」し、再稼働への障害、すなわち地元住民の不安を取り除く、とこういう仕掛け**になっています。

5頁パネル⑩では「原発事故が起これば国が責任をもつ」の騙し、としている箇所です。「原発事故が起これば国が責任をもつ」というのなら、まず法令の<国の責務>をそのように書き直さなくてはなりません。現実には<国の責務>は「指導・支援」以上のものではありません。

またこの記事では中村知事が、四国電力に対して伊方原発が「1000ガルの揺れにも主要設備が耐えられることを要求」したと書いています。これなども一般市民の知識不足につけ込んだ悪質な「騙し」でもあります。伊方原発の基準地震動は現在650ガルに設定してあります。それでは原子炉建屋など主要設備が650ガル超の地震動に耐えられないのかというそうではありません。基準地震動に対していわば安全係数(耐震裕度)を掛けて、実際に主要設備が破壊される地震動を設定しています。これを「クリフエッジ」(崖っぷち)

図4

27

社会

12A版

2015年(平成27年)10月7日(水)

毎日新聞

※赤線は当方による強調

伊方再稼働 県議会委同意

知事「国が最終責任を」

首相から言質厳格手順

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の再稼働に向け、6日の伊方町議会と愛媛県議会特別委員会での同意の判断が示された。山下和彦・伊方町長も近く同意を表明する見通しで、中村時広知事の判断に向けた条件が満たされつつある。7月の新規制基準合格前から、中村知事は目に見えぬ形や独自性を意識しながら判断の環境整備を着実に進め、先行した九州電力川内原発1号機(鹿児島県薩摩川内市)や関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)とは異なる経緯をたどっている。

規制委の審査が妥当だったかチェックする仕組みを設けた。立地する伊方町以外

に再稼働した九州電力川内原発1号機に次いで2例目。

中村知事は基準地震動とクリフエッジという異なる概念を使いながらすでに達成している地震動を、四国電力に「要求」という騙しを演じて見せているのです。四国電力は「はは、殿の仰せの通り、1000ガルまでは壊れないようにいたしました」と回答することでしょう。(ただしクリフエッジに見合った耐震工事がなされているかどうかはまた別問題です。電力会社がクリフエッジに見合った耐震工事をやっていないことは、2014年11月に出された大津地裁の関西電力大飯原発運転差止裁判の過程で明らかになりました)

さらにこの毎日新聞の記事では「避難計画を政府が了承」と伝えていますが。安倍首相が議長をつとめる原子力防災会議が、伊方原発周辺住民の避難計画が「具体的かつ合理的だ」として了承した、とする箇所です。実はこれも安倍自公政権の「騙しの手口」なのですが、中身は後で詳しく触れることにして、ここではマスコミが「騙し」を世の中に広める役割を演じていることを指摘しておきます。

「最高責任者の言質は取るべきだ」。中村知事は開会中の県議会でも、過酷事故時に国が最終責任を持つよう繰り返し求めた。政府が6日開いた原子力防災会議で、安倍晋三首相が「政府の重大な責務」と明言。最も高いハードルをクリアした。中村知事は、現段階では安全性を徹底的に追求した上で向き合わざるを得ない」として再稼働は否定しないが、首相の言質以外に、伊方1号機での廃炉技術研究や避難道路となる地域高規格道路の整備など7件を国に要求した。実現していないのは経済産業相の現地視察のみだ。四電に対してと同様だった。原子力規制委

員会の審査では、想定する揺れの大きさ(基準地震動)は650ガル(ガルは加速度の単位)だったが、知事は「1000ガルの揺れにも主要設備が耐えられること」を要求。県独自の専門委員会を設け、

政府による原発の避難計画の了承は、8月

で5、30分圏にかかる6市町長の意見を聞く場も設けた。手続き重視の姿勢を知事周辺は「地域第一」が知事の立脚点。国策に無条件に従わないという意思の表れ」とみる。与党県議は「知事は過去(衆院選で)2回落選し民意の怖さを知っている」と指摘する。

愛媛、山口両県8市町の約12万4000人。住民が避難する際の経路や、避難先の施設な

と伝えてい

と伝えてい

四電伊方原発、適合性審査の流れ

ここで8頁表3をつかって伊方原発3号機の規制委規制基準適合性審査（以下「適合審査」）の流れを確認しておきましょう。四電が伊方原発3号の原子炉設置変更許可・工事計画変更認可の申請をしたのは、新規制基準が施行された当日の2013年7月8日でした。すでに2年3カ月が経過しています。その後規制委と四電は伊方の基準地震動の設定を巡ってほぼ1年間平行線をたどって空転します。基準地震動を上げると耐震工事が大幅に追加となつて、コスト増となるため四電が頑強に抵抗したためです。このままでは規制審査が長引くと見た四電は、2015年4月14日、5月11日、6月30日と続けて原子炉設置変更許可の補正申請を提出、歩み寄りの姿勢を見せました。そして2015年7月15日、四電の株主総会が終了した後になって、やっと規制委の原子炉設置変更許可を取得します。その時四電の社長は千葉昭氏から現佐伯勇人氏に交替していました。

この時マスコミは、「伊方原発安全審査に合格」と一斉に報道しましたが（毎日新聞などは今でも「安全審査に合格」と書いています）、事実上「原子炉設置変更許可」を取得したに過ぎません。それから合格までの道のりが長いことは、先行した九電川内1号が、「原子炉設置変更許可取得」（2014年8月10日）から「合格」（2015年9月10日）まで1年1カ月もかかっていることを見れば明らかでしょう。

ともかく、安倍政権・愛媛県・四国電力・マスコミは原子炉設置変更許可取得を強引に「適合性審査合格」とみなして、それから先の同意手続きを行います。地元同意に必要な説明会（公聴会すら行いません）は、8月19日・20日の2日間で慌ただしく済ませ、10月6日に伊方町議会の「同意決議」、10月9日には愛媛県の「同意決議」へと突っ走ります。

それでは肝心の規制適合性審査はどうかというと、2015年6月30日になってやっと工事計画変更認可の補正申請を提出、補正箇所は1点と当初計画から小幅な申請です。9月28日には2回目の工事計画変更の補正申請が出たところで、工事計画変更認可のメドは現時点ではまったく立っていません。工事計画変更認可が取得できないと、使用前検査申請ができませんから（当たり前です。検査項目が決まらないのに検査申請はできません）、使用前検査の日程はまったくメドが立っていない、従って規制基準適合性審査終了・合格のメドは全くたっていないのが現状です。現在行われている「伊方原発再稼働同意判断」が全く「騙し」であることは明白です。「同意」の実体はまだ存在していないのですから。

表3 九州電力川内1号・2号 四国電力伊方3号 規制基準適合への時系列表	
時系列	出来事・特記事項
2013年7月8日	原子力規制委員会新規制基準施行 九州電力、川内原発1・2号の、原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可を一括申請 四国電力、伊方原発3号機の、原子炉設置変更許可、工事計画変更認可を申請
2013年12月18日	川内1・2号の保安規定変更補正申請受理
2014年4月30日	川内原発1・2号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014年6月24日	川内原発1・2号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014年8月10日	規制委、川内1・2号の原子炉設置変更申請を許可 マスコミが「川内1・2号、規制基準適合」「合格」と一斉に報道、「適合」「合格」の錯覚が意図的に作り上げられる。また「年内にも再稼働」と報道し再稼働ムード醸成
2014年9月4日	川内原発1・2号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014年9月30日	川内1号の工事計画変更補正申請受理
2014年10月4日	川内1号の工事計画変更補正申請受理
2014年10月8日	川内1・2号の保安規定変更補正申請受理
2014年10月9日	川内1・2号は規制基準に合格したとして、鹿児島現地で説明会開始。 10月9日は薩摩川内市で説明会
2014年10月10日	日置市で説明会
2014年10月14日	阿久根市で説明会
2014年10月15日	さつま町で説明会
2014年10月20日	いちき串木野市で説明会。説明会終了。結局30km圏9自治体のうち5自治体でしか説明会は開催されなかった
2014年10月24日	川内2号、工事計画変更補正申請（補正箇所10点）
2014年10月28日	薩摩川内市臨時議会を開催して川内再稼働同意決議、これを受けて岩切市長が同意表明。
2014年11月7日	鹿児島県臨時議会を開催して「川内再稼働同意決議」、これを受けて伊藤鹿児島県知事が同意表明。伊藤知事は同意の範囲を薩摩川内市と鹿児島県で十分と表明。これを受けてマスコミは一斉に「川内原発、年明けにも再稼働」と大々的に報道
2015年2月27日	川内1号の工事計画変更補正申請受理
2015年3月10日	川内1号の工事計画変更補正申請受理
2015年3月16日	川内1号の工事計画変更補正申請受理
2015年3月18日	規制委、川内1号の工事計画変更申請を認可 マスコミが「川内1号、夏までに再稼働か」と一斉に報道。再稼働ムードが醸成される
2015年3月18日	川内1号の「使用前検査」申請受理
2015年3月30日	川内1号の「使用前検査」開始
2015年4月14日	伊方3号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正13点）
2015年4月28日	川内2号、工事計画変更補正申請（補正箇所56点）
2015年4月30日	川内2号、保安規定変更補正申請
2015年5月11日	伊方3号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正1点）
2015年5月22日	規制委、川内2号の工事計画変更を認可
2015年5月25日	川内2号の「使用前検査」申請を受理
2015年5月27日	川内2号の「保安規定変更」を認可（注1）
2015年5月28日	川内1号の工事計画変更軽微補正申請受理
2015年6月30日	伊方3号原子炉設置変更許可補正申請受理（補正1点）
2015年7月3日	川内1号の「高経年化技術評価」を補正申請（申請は13年12月8日）
2015年7月7日	伊方3号、工事計画変更補正申請（補正4点）
2015年7月15日	規制委、伊方3号の原子炉設置変更申請を許可
2015年7月30日	川内1号の「高経年化技術評価」を補正申請
2015年8月5日	規制委、川内1号の「高経年化技術評価」を認可し、最終的に1号の保安規定認可
2015年8月5日	伊方3号は規制基準に合格したとして、説明会開催開始。8月5日・6日は伊方町で開催
2015年8月11日	川内1号、「使用前検査」のうち「起動後検査」開始。そのための原子炉起動をマスコミは「再稼働」と一斉に報道。その後の本当の「再稼働」から世間の目をそらせることに成功
2015年8月19日	伊方3号説明会を西予市・宇和島市で開催
2015年8月20日	伊方3号説明会を大洲市・伊予市・内子町で開催
2015年8月28日	川内2号の起動後検査のための原子炉使用申請
2015年9月10日	規制委、川内2号の起動後検査のための原子炉使用を承認
2015年9月10日	規制委、川内1号の「使用前検査終了」、合格証交付。川内1号、規制基準適合性審査に最終的に合格・終了。そのまま切れ目なしに再稼働（＝営業運転再開）
2015年9月28日	伊方3号、工事計画変更補正申請（現在非公開）
2015年10月6日	伊方町議会、伊方原発再稼働同意決議
2015年10月9日	愛媛県議会、伊方原発再稼働同意決議

注1：川内2号は2015年11月28日に運転開始30年となる。1号同様、保安規定変更に伴う「高経年化技術評価」を受け認可を取得しなくてはならない。まだ取得できてない。

30km圏自治体同意が再稼働の法的要件—自治体は何に同意するのか？

3頁表1-1のパネル番号6番で「**苛酷事故時の30km圏自治体避難義務。原子力災害対策指針によって法的義務となっている。この法的義務に30km圏自治体同意することが再稼働の法的要件**」とあります。つまり「30km圏自治体同意が法的要件」というわけです。

実は「安倍政権、騙しの再稼働戦略」の中でも一番わかりにくく、地元同意取り付けの中でももっとも誤魔化しやすい箇所であり、伊藤鹿児島県知事などはこの箇所をうまく使って結局自治体同意は、鹿児島県と薩摩川内市のみでよしとし地元同意を取り付けたことにしてしまいました。また9月10日の九電1号機再稼働も、30km圏自治体同意取り付けが曖昧なまま、違法な再稼働をしてしまいました。

“30km圏自治体同意が法的要件”一見わかりにくいと見えるのですが、実は見かけほどわかりにくい話でもありません。

原子力規制法体系は、「概ね30km圏自治体」に対して、「**原発苛酷事故の際、ベントで放射能放出をします**」「**その時は避難してください**」とまずこう言います。次に「**避難してくれないと、住民の生命、健康、身体、財産を守るべしとする法令違反になります**」といいます。また「**避難に同意してくれないとベントができません。ベントができないでは、せっかく規制基準に適合しても、第5層の防護手段があらかじめ使えないことになり、再稼働できません**」となります。

つまり30km圏自治体があらかじめ「避難」に同意してくれることが再稼働の法的要件となるわけです。(表4参照)

こうして避難を義務づけられた30km圏自治体は、「避難します」という“同意”の証に避難計画を提出し、これで原子力規制法体系は何らの矛盾もなく論理的に完結します。

この場合「避難計画」の実効性を審査する国の行政機関もましてや実効性審査基準も存在しません。**従って現行原子力法体系は、避難計画に実効性があるかないかは、全く問題にしていない**、ということがわかります。

現行原子力規制法体系が問題にしているのは「避難計画」そのものの存在です。それは結局30km圏自治体が「避難します」という同意の「証拠」となるからです。同意の証拠がなければ、現行原子力規制法体系では「再稼働」できません。ですから内閣に設置された原子力防災会議の主要な仕事は、30km圏自治体に避難計画を作らせることとなります。いわば「証拠」集めです。避難計画策定マニュアルまで作って各県や自治体に配布するなどということも行っています。

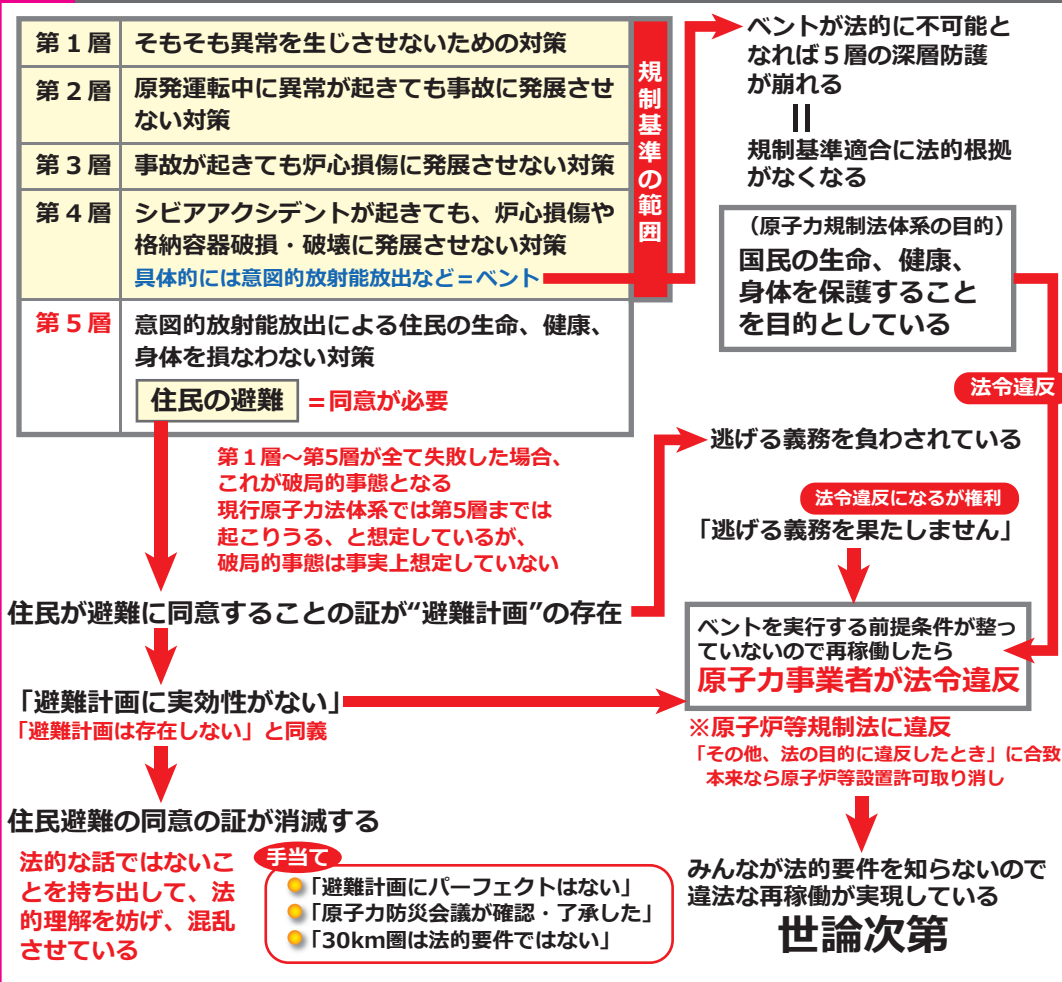
「30km圏自治体同意は法的要件」なのです。

この場合、30km圏自治体が“同意”するのは、直接的には「再稼働」なのではありません。直接的には「苛酷事故時に人為的に行う放射能放出に対して避難すること」です。

それでは、30km圏自治体が「現在の避難計画には実効性がない」あるいは「実効性がある避難計画ができるまで原発再稼働は待て」と言い出したら何が起こるのでしょうか？(現実には、川内原発30km圏9自治体のうち、3自治体が現在の避難計画には実効性がない。実効性のある避難計画ができるまで川内原発再稼働はすべきではない、という趣旨の決議を市議会レベルで行っています)

この場合、いったん同意したかに見えた「避難」に重要な疑念を差し挟んだことになり、事実上「避難」に対する不同意宣言とみなすことができます。前述のように、法令で避難が義務づけられている30km圏自治体の中で、「避難に対する不同意」が出れば、苛酷事故時のベントができないことになり、ベントができないとあらかじめわかっていたら再稼働できませんから、「避難」することにあらかじめ同意してもらわなければ困るのです。こうして安倍自公政権にとって、「住民避難問題」は、再稼働への障害として大問題となり、次の対策に追われることとなります。それが4頁パネル⑧の「対策1」やパネル⑨の「対策2」なのです。

表4 5層の深層防護と苛酷事故時ベントの関係



原子力防災会議、“お墨付き”の「騙し」

「避難計画実効性」問題はこうして意外に大きな問題に発展しそうな気配を見せています。川内原発の時は、国民の理解がさほど進んでいませんでしたが、今は伊藤鹿兒島県知事が「川内原発同意宣言」を行ってからほぼ1年が経過します。伊方原発再稼働では、安倍自公政権は手の込んだ誤魔化しを行います。それが「対策1」です。

10頁表5は、首相官邸のサイトから2015年10月6日に行われた原子力防災会議での冒頭首相発言を抜粋したものです。安倍首相は、愛媛県の中村時広知事をこの日の防災会議に出席させ、内閣総理大臣のお言葉を直接賜るという体裁を取って中村知事の箔付けを行おうとしました。

防災会議で安倍氏はいいます。「伊方地域の避難計画を含めた緊急時対応について、具体的かつ合理的なものとなっているとの報告を（伊方地域原子力防災協議会から）受け…これを了承しました」ところが、避難計画が**「具体的かつ合理的なものとなっていることの根拠を示すことはできません。根拠となる基準や審査過程が存在しないからです」**。具体的かつ合理的」といっているのは言葉だけです。大体「原子力災害避難計画」の実効性を審査する国の行政機関も、ましてや「審査基準」も存在していないのです。従って安倍首相の「了承」についてもなら法令上も実質的根拠もありません。防災会議には、避難計画の実効性審査する権限も、実質的にその機能もないからです。しかし中村知事は内閣総理大臣から直接に「お墨付き」を得たとばかりに地元で誇示しています。**「実体のないものを実体があるかのように見せかける、これは典型的な「騙し」です」**。

「政府が責任を持って対処する」の「騙し」

同じくこの日の原子力防災会議で安倍氏は次ようにも発言しています。

「万が一、原発の事故が起きてしまい、災害になってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体、財産を守るとは政府の重大な責務であり、責任をもって対処してまいります、自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんであります」

これは、原子力災害対策特別措置法第4条（国の責務）を規定した災害対策基本法第三条1項（国の責務）の文言をほぼなぞって若干表現を変えた言葉に過ぎません。

「国は国土並びに国民の生命、身体、財産を災害から保護する使命を有することに鑑み…防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」（表6 第三条1項（国の責務）参照）なお、安倍氏が「自治体を最大限支援し」といっているのは、原子力災害対策特別措置法第4条（国の責務）で使われている言葉です。

法の定めでは国の役割は、自治体を指導・支援することになっており、決して住民の生命、身体、財産の保護に直接的責任を負ったものではありません。これに対して自治体の責任は**「防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」**（同表6 第5条1項）のであり、**「住民の生命、身体、財産の保護」に自治体が第一義的責任を負う**となっています。

安倍氏は法律通りの発言をしたままであり、現実には福島第一原発事故でも国は自治体に指示・支援を行ったに過ぎず、

表5 2015年10月6日 原子力防災会議での安倍首相の発言

「本日、伊方地域の避難計画を含めた緊急時対応について、具体的かつ合理的なものとなっているとの報告を受け、関係自治体、関係省庁が参加した地域原子力防災協議会で確認したことを受けて、これを了承しました。

また、11月には伊方原発を対象にして原子力総合防災訓練を実施します。伊方地域の緊急時対応の実効性を検証するとともに、訓練結果から教訓事項を抽出し、緊急時対応の改善や充実に取り組んでいただきたいと思います。

原発については何よりも安全性を最優先させます。原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるとするのが、政府の一貫した方針であります。**このような政策を推進する責任は政府にあります。その上で、万が一、原子力発電所の事故が起きてしまい、災害になってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処してまいります。自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんであります。**

…本日御出席の中村愛媛県知事並びに関係自治体におかれては、このような国の方針に御理解をいただき、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

※赤字は当方による強調

【参照資料】2015年10月6日 原子力防災会議
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201510/06gensai.html

表6 原子力災害対策特別措置法
第4条・第5条に基づく国と自治体の責務
「災害対策基本法」抜粋
（最終改正：平成二十七年五月二〇日法律第二二号）

第三条第1項 （国の責務）

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて**「防災に関し万全の措置を講ずる責務」**を有する。

第四条第一項 （都道府県の責務）

都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに**「当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する「防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務」を有する。**

第五条第一項 （市町村の責務）

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、**「当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る「防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務」を有する。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】原子力災害対策特別措置法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>
災害対策基本法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>

直接に責任を負ったのは自治体でした。また賠償責任も、国が負わず事業者である東京電力の責任とされています。

安倍氏の言葉を、「原子力災害時には国が第一義的責任をもつ」と解釈するのは中村愛媛県知事の自由ですが、その解釈を愛媛県民に押しつけることはできません。事実は違うからです。中村氏が「国が責任をもつと確約した」というのであれば、まず**「法律を変更してからにすべきでしょう。」「裏付けのない国の責任」**を一人歩きさせるのも、また**「騙し」**です。

だんだん騙されなくなった30km圏自治体

伊藤祐一郎鹿児島県知事「川内原発再稼働同意」声明からは1年が経過します。その間、私たち日本国民も、30km圏自治体住民も多くを学びました。安倍自公政権が推進する「騙しの原発再稼働戦略」も輪郭をくっきりさせてきましたし、その分私たちにも「騙し」がはっきり見えてくるようになりました。前述のように、「30km圏自治体同意」は原発再稼働の法的要件です。ただしこの場合「同意」とは、**苛酷事故時の人為的放射能放出（ベント）に対して、「避難」することにあらかじめ「同意」することです。**またこの場合「**再稼働に同意しない」と表明しておくことは、「避難しない」と同義**になります。また「苛酷事故時の避難計画策定」は自治体に課せられた法的義務ともなっています。つまり有無を言わず「同意」させられる仕組みになっているのです。

この仕組みをくぐり抜ける「知能犯」が存在します。それが宮城県牡鹿郡女川町と石巻市にまたがる東北電力の女川原発30km圏内自治体宮城県美里町です。表7は同町が策定した「地域防災計画（原子力災害対策編）」からの抜粋です。同町の防災計画自体は内閣府原子力防災担当が全国自治体に配布した「計画策定マニュアル」を丸写しし、ところどころ固有名詞だけを変更した典型的な「丸写し計画書」ですが、「第1節計画の目的」の最後に、次のような「計画策定マニュアル」にはない文言が挿入されています。

「本町は、“脱原発宣言の町”であり、この計画は女川原発の再稼働を容認するものではなく、今後、女川原発が完全に廃炉となるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである」

実はこれは堂々たる「避難不同意宣言」であり、避難同意の証拠としての避難計画を、事実上無効にできる宣言です。美里町は「女川原発の再稼働を容認しない」の一言を差し挟むことによって、避難計画の証拠能力を無効にしたばかりか、女川原発の再稼働を法的に不可能にしてしまったのですから。

私とすれば「美里町方式」を全国の30km圏自治体にお薦めしたい気分です。

伊方原発再稼働反対の有志八幡浜町市議会報告

図5は愛媛県八幡浜市の9月定例会市議会報告です。この市議会報告は、石崎久次（保守系無所属）、岩淵治樹（保守系無所属）、遠藤素子（日本共産党）の3市議会議員が共同で発行しているものです。原発推進派の大城八幡浜市長が、市議会に隠れて中村愛媛県知事に「伊方原発再稼働同意」を伝えたことを非難する内容になっています。また同議会が9月定例会で「伊方原発3号機の早期再稼働を求める決議」を可決したいきさつも報告しています。同市議会議員は16名ですが、なんとこの決議案を採決するには時期尚早として退席した議員が7名もいたというのです。＜次頁へ続く＞

表7 宮城県美里町地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画（原子力災害対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他女川原子力発電所に係る事業者をいう。）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる過酷事故を含む原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、本町は「脱原発宣言の町」であり、この計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、今後、女川原子力発電所が完全に廃炉となるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである。

※赤字は当方による強調

【参照資料】宮城県美里町地域防災計画（原子力災害対策編）3Pより
http://www.town.misato.miyagi.jp/21comment/pdf/H25.03bousaikaikaku_gensiryoku.pdf

図5

八幡浜市議会報告

9月定例会

2015年9月

発行／3市議と住民投票を求める有志の会
連絡先／八幡浜市松柏甲70番地7 ☎0894-24-3261
●この市議会報告は伊方原発再稼働反対で一致する八幡浜市議会議員有志が発行しています。



市民不在・議会軽視、許せません 市長が知事に伊方原発再稼働「了承」を回答

伊方原発3号機の再稼働について大城市長は9月2日、中村知事に了承を伝えました。判断の理由としたのが、▼8月に開催された説明会後のアンケートで、回答者の66%が再稼働を容認▼6月議会で原発を再稼働しないよう求める請願が否決された——ことをあげています。

説明会で「説明」されたか

伊方原発3号機再稼働に向けて8月5日、6日に開催された

説明会。市が指名した有識者は51名で、市民全体からみればごく少数。さらに分厚い資料は当日に配布され、質疑時間も短時間でした。

6月議会で否決された請願は①伊方原発を再稼働させないことを求める請願②南海トラフ大地震が起きても伊方原発の安全が保障されることが明らかになるまで伊方原発の再稼働をしないことを求める請願。そもそも請願は再稼働の賛否に直接に関

うものではありません。

議員の前で示さず郵送

さらに9月議会開会日（1日）の市議会協議会において、市長が翌2日、県庁に回答書を提出に行くこと、また議員には内容を1日の夕刻、郵送するとの報告を受けました。市長は議員から抗議を受けましたが、「届いたものを見てから」の一点張り。結局、議員が「了承」を知ったのは翌日の午後以降でした。

伊方原発3号機の早期再稼働求める決議 7議員退席の中、8議員の賛成で可決

八幡浜市議会9月定例会最終日の9月17日、井上、河野、萩森、宮本議員が伊方原発3号機の早期再稼働を求める決議案を提出しました。提案理由は、「請願の内容から、伊方原発3号機容認のつもりで採決を行なった」「議員間で解釈に差異があつてはならない」など。

これに対して討論では、岩淵、西山議員など3議員が「重大事故が起これば誰も責任を取りき

れない」「精査する間もなく今の採決には応じられない」と反対討論。採決を前に、石崎、岩淵、遠藤、大山、西山、樋田、山本市議ら反対する7議員が退席。議長を除く残り8人の賛成で決議が可決されました。

報道によると「議会の意見をあらためて確認できた」と市長。決議は市長を励ましこそすれ、市民の願いや不安に応えたものとは到底言えません。

みなさんのご意見・ご感想をお待ちしています

※赤字は当方による強調

<前頁より続き>

退席した議員は前出の3議員の他、西山一規議員（保守系無所属）、樋田都議員（同）、山本儀夫議員（同）、大山政司議員（社民党）の4議員でした。残った9名のうち議長は採決に加われませんから、8名でこの決議案を可決してしまったわけです。8名は佐々木加代子議員（公明党）を除けば全員保守系無所属議員です。

なかで問題と思われるのは、副議長をつとめる新宮康史議員です。新宮議員は「シンテック」という八幡浜市に本社を置く従業員18人ばかりの会社の社長さんでもあります。このシンテックはその工事経歴書を見ると伊方原発を最大顧客の一つとしている会社です。表8はシンテックのWebサイトから抜粋した表ですが、四国計測工業（**四電グループ**）、ABB（**スエーデンに本社を置く世界的コングロマリットの日本法人**）、クリハラント（**大阪に本社を置く電力会社を顧客とする建設準大手**）、CCI（**岐阜県関市に本社を置く防音排水管などのメーカー**）などを直接の発注

先にして伊方原発で仕事をしています。つまり新宮議員にとっては伊方原発再稼働は、エネルギー問題や安全問題以前に経済的死活問題なのです。

こうした議員が冷静・客観的に伊方再稼働問題を判断できるはずがありません。直接の利害関係者なのですから。

住民投票はいいアイデアです

八幡浜市は伊方原発のある佐田岬ののど元に位置する観光都市・港町であり、ここでの動向は30km圏自治体に大きな影響力を持ちます。市議会議員の半数は再稼働反対、市民の8割は再稼働反対と見られていますが、実際には大城市長は賛成派、議員の中にも新宮議員のように死活問題の議員もいて、市民全体の意思が市当局や議会に反映していないのが実情ですが、再稼働機運が高まるにつれ、議員さんや市民の中には真剣にこの問題と向き合う人たちが増えました。つまり時間の経過とともに学習が進んでいたのです。学習が進むにつれてこれは大変な事態になっていると認識され、反対の市民が増加しつつあるのが現状です。つまり真剣なのです。中村知事が県内30km圏自治体の中で、八幡浜市で説明会を開催しなかった理由でもあります。

（他に山口県上関町が伊方30km圏自治体となります）

そうした中で、前出3議員は住民投票で、伊方原発再稼働の是非を決めるべきと市民に提案しています。それが図6です。

中で、大城市長が中村知事に「伊方原発再稼働同意」を伝えた手法は詐欺的であることを指摘し、「広く住民投票を求める署名活動を求めることになりました」と述べ、「**八幡浜市の主人公は、八幡浜市民です。わずか59名の意見（大城市長が意見を聞いたという市内の“有識者”59名のこと）で、市民の声としてのいいのでしょうか。市民置き去りは許されません**」と結んでいます。

「**市民置き去りは許されません**」は結構ポイントを突いた指摘です。というのは「安倍政権、騙しの再稼働戦略」は、「**国民置き去り**」を最大特徴とするからです。「騙し」は置き去りを正当化するために使われています。その意味では「騙し」に気がつくことがまず第一歩でしょう。

「住民投票で再稼働への意思表示を決める」—私はいいアイデアだと思います。宮城県美里町の「不同意宣言」入りの「原子力防災計画」とともに大いに学ぶべきだと思います。

図6

伊方原発再稼働 賛成か反対か 住民投票で決めよう

7月15日、原子力規制委員会は、伊方原発再稼働に実質合格の審査書を出しました。それを待っていたかのように、9月2日、大城市長は県知事に対して以下のような回答を出しました。

1. 伊方発電所3号機の主要な施設の設置・変更等については、原子力規制委員会の審査結果及び伊方原子力発電所環境安全委員会の結論を踏まえ、新規制基準に適合したものと認め、これを了承します。
2. 伊方発電所3号機の再稼働については、市議会議員・市民有識者からのアンケート調査の結果及び6月議会の議決を踏まえ、下記の事項に配慮いただくことを前提に了承します。

しかし、1面の記事のように、議員には事前に説明もなく、回答の内容は事後に自宅に届いたのみであり、有識者とされた市民の代表者については、議員の要求にもかかわらず、公表されません。

そこで、広く市民の声を聞く必要があることから、住民投票を求める署名活動を始めることになりました。

八幡浜市の主人公は、八幡浜市民です。わずか59名の意見で、市民の声とされているのでしょうか。市民置き去りは許されません。

ぜひ、住民投票で、市民の意思を示しましょう。（署名は近日開始予定）

市民の世論と力を合わせて 「伊方原発をなくそう！八幡浜市民の会」の活動



「フクシマは他人事ではない」「伊方原発は止まったままでも電気は足りている」「何かしなければ」…そんな中で、「伊方原発をなくそう！八幡浜市民の会」は発足しました。「原発から子どもを守る女の会」による伊方原発ゲート前の座り込みに参加する中で、「八幡浜市民にも訴えよう」と「どーや市場」前で、毎週金曜日、正午から宣伝を始めました。横断幕を掲げて手を振るという静かな宣伝に、「もっと声や音も出していいんじゃないの？」という励ましをいただきました。宣伝カー、太鼓やタンバリンを打ち鳴らし、リレートーク、コールなどで賑やかになると、飛び入り参加者、車の中から手を振る方、「がんばってー」の激励、家から出て話を聞いていただく方などなど。

「憲法9条を守る会」や「原発いらないぜ00の会」など、南予各地の運動の力を合わせようとの話が持ち上がり、6月17日、「ストップ！伊方原発・南予連絡会」を結成。映画「日本と原発」の上映会を南予各地・20数か所で開催し、1000名近い人にご観覧いただきました。こうした中、原発の再稼働に賛成していた議員さんが再稼働反対の請願の紹介議員になっていただくなど、心強い出来事もありました。

7月27日には、宇和島の四国電力南予支社にむけ、きさいや広場から、「伊方原発再稼働反対」「子どもをまもれ」「ミカンをももれ」「魚をももれ」「作業員を守れ」「自然エネルギーを活かそう」などのシュプレヒコールをあげながら、にぎやかに楽しくデモ行進。四国電力に再稼働しないよう求める要請書を渡しました。

まちの未来を決めるのは市民。世論広げて住民投票をご一緒に！

※赤線は当方による強調

表8 株式会社シンテック（八幡浜市）の電力会社向工事履歴の一部紹介

H17.01～H17.05	四国電力(株)伊方発電所向	3号機第8回定期点検工事(ABB製弁点検工事/試運転工事)	四国計測工業
H17.02～H17.03	四国電力(株)伊方発電所向	3号機8定検RCPS他計装品点検工事の内、主給水制御弁系システム試験	ABB(株)
H17.08～H17.09	北海道電力泊発電所(株)泊発電所向	2号機第11回定期点検工事(ABB製弁点検工事)	(株)クリハラント
H17.09～H18.01	四国電力(株)伊方発電所向	2号機第18回定期点検工事(一次系サンプリング配管・弁修繕工事)	CCI(株)

【参照資料】株式会社シンテック web サイトより <http://www.sin-tec.co.jp/kouji1.htm>

苛酷事故時、避難のリスクを冒してまで四国に原発は必要なのか？

ここで根幹的な問題に目を向けておきたいと思います。政府・経産省、安倍政権は日本の電力の安定供給のためには原発は必要だといいます。また原発はコストの安い発電手段であり、原発なしでは日本の電力料金は上がってしまうともいいます。また新聞などマスコミもこの説を概ね肯定し、国民に宣伝しています。

この説は四国についても当てはまるのか？という疑問です。一方で現在の原子力規制委員会の規制基準は、「原発は苛酷事故を起こすもの」が前提となっていて成立しており、苛酷事故時の避難すら30 km 圏自治体に義務づけているほどです。これら疑問と事実関係は、すぐに原発は、苛酷事故や避難（放射能災害では“避難”は言葉の綾で、実体は移住です）を覚悟してまで稼働させなければならないものか、という疑問を誰に対しても生じさせます。

2012年は福島原発事故の翌年でした。その年四国電力が記録したピーク電力需要は8月7日の13時から15時の間の526万kWでした。（表9「2012年使用状況」参照）それから3年後の2015年のピーク電力需要は同じく8月7日の16時から17時の511万kWでした。大きくは下がっていないのです。マスコミの「節電が進んだ」という宣伝にもかかわらず、大口需要家の「四電離れ」が進んだ結果と見るべきでしょう。ピーク時需要は1日中その電力が消費されているのではなく、ある一瞬のピークの時の需要です。1日の大半、1年の大半は表9に見られるように、400万kW台とか300万kW台とか夜中の200万kW台の需要が続きます。つまり電力会社は、そのピーク需要のために発電設備を維持しているのです。

マスコミを通じて絶えず流される「誤解」は、これは四国管内に限りませんが、「四国では四国電力しか発電していない」という誤解です。（これは「誤解」というより意図的なデマといった方があっているかも知れません）

四国電力は表10に見られるように、合計約700万kWの発電設備をもっています。そのうち202万kWが伊方原発の設備ですから、伊方が稼働していない状況ではその発電設備は約500万kWでしかありません。仮に500万kWがフル稼働しても、今年8月7日のピーク需要は賄いきれません。送電ロスなどを考えれば、実際に供給できる最大電力は470～480万kWが最大でしょう。つまりこの日四国電力管内は大停電になったことでしょう。実際にはそうなりません。他社から電力を買って供給しているからです。四国には四電以外に発電設備をもっている会社があるのです。それを示すのが表10です。なおこの表には太陽光発電設備などは一切含んでいません。後でも見ますが四電は新エネルギー電力を総販売量の5%近く買っていますので、新エネ発電も「他社電力」として大きなセグメントになっていると推測されますが、それはこの表には含まれていません。

中で最大の供給元は電源開発の橘湾発電所210万kW、土佐発電所16.7万kW、それに電源開発の水力発電所合計18.7万kWでしょう。住友の別子銅山に淵源をもつ住友共同火力の合計66万kWは、四国に散らばる住友グループ企業に対して電力供給を行うかたわら、四国電力にも電力供給を行っています。エリエールの大王製紙三島工場も50万kWの発電設備をもっていますが、設備が老朽化しており、供給コストも高いので、実際には四国電力は大王製紙に依存していません。

しかし、こうした主な非四国電力発電設備は合計約360万kWもあり、四国管内には、主な発電所だけで、伊方原発を除いても約850万kWの発電設備があり8月7日のピーク時需要511万kWなどは楽々と乗り切れるわけです。

これに伊方を加えれば1000万kWを優に超える発電設備となり、四国は電力過剰供給地帯となります。**リスクを冒してまで伊方を再稼働させる合理的理由はない**のです。

表9 四国電力ピーク電力需要

2012年使用状況			2015年使用状況		
年月日	時間	需要(万kW)	年月日	時間	需要(万kW)
2012/8/7	7:00	347	2015/8/7	7:00	337
2012/8/7	8:00	422	2015/8/7	8:00	408
2012/8/7	9:00	476	2015/8/7	9:00	453
2012/8/7	10:00	502	2015/8/7	10:00	473
2012/8/7	11:00	518	2015/8/7	11:00	495
2012/8/7	12:00	503	2015/8/7	12:00	483
2012/8/7	13:00	526	2015/8/7	13:00	507
2012/8/7	14:00	526	2015/8/7	14:00	508
2012/8/7	15:00	516	2015/8/7	15:00	507
2012/8/7	16:00	507	2015/8/7	16:00	511
2012/8/7	17:00	486	2015/8/7	17:00	486
2012/8/7	18:00	476	2015/8/7	18:00	468
2012/8/7	19:00	469	2015/8/7	19:00	457
2012/8/7	20:00	441	2015/8/7	20:00	429
2012/8/7	21:00	407	2015/8/7	21:00	397
2012/8/7	22:00	381	2015/8/7	22:00	366
2012/8/7	23:00	359	2015/8/7	23:00	340
2012/8/8	0:00	328	2015/8/8	0:00	307
2012/8/8	1:00	312	2015/8/8	1:00	295
2012/8/8	2:00	312	2015/8/8	2:00	297

【参照資料】四国電力 web サイトより「過去の使用状況データ」
<http://www.yonden.co.jp/denkiyoho/download.html>

表10 四国管内の主な発電設備

発電所名	種別	発電能力	所在地	所有企業
壬生川火力発電所	火力(石炭など)	25万kW	西条市	住友共同電力
新居浜西火力発電所	火力(石炭など)	30万kW	新居浜市	住友共同電力
新居浜東火力発電所	火力(石炭など)	3万kW	新居浜市	住友共同電力
住友共同電力 水力発電設備		8万kW	愛媛・高知に4か所	
大王製紙三島工場	火力(石炭など)	50万kW	四国中央市	大王製紙
土佐発電所	火力(石炭)	16.7万kW	高知市	太平洋セメント、電源開発
橘湾発電所	火力(石炭)	210万kW	阿南市	電源開発
電源開発	水力発電設備	18.7万kW	高知に4か所	
非四国電力発電設備 計		361.4万kW		
坂出発電所	火力(石油・天然ガス)	144.6万kW	坂出市	四国電力
橘湾発電所	火力(石炭)	70万kW	阿南市	四国電力
阿南発電所	火力(石油)	124.5万kW	阿南市	四国電力
西条発電所	火力(石炭・石油)	40.6万kW	西条市	四国電力
伊方発電所	原子力	202.2万kW	伊方町	四国電力
四国電力 水力発電設備 計		115.0万kW	高知・愛媛・徳島に58か所	
四国電力発電設備 計		696.9万kW		
四国電力発電設備(原子力除く) 計		494.7万kW		
四国電力管内主要発電設備 計		1,058.3万kW	(四国電力+非四国電力)	
四国管内設備(原子力除く) 計		856.1万kW	(四国電力+非四国電力)	

【参照資料】四国電力有価証券報告書、電源開発会社概況書など

四国電力は供給量の1／3強を他社発電に依存している

四国電力が供給する電力は全て自社で発電しているわけではありません。「伊方原発が動かなければ四国の電力需給は逼迫する」、「どこか火力発電所が一か所故障を起こせば供給が足りなくなり」、「綱渡り状態が続く」などといったマスコミが宣伝する話は全てデマだ、という点は、「四国電力の総電力供給量と発電量」の表11からも裏付けられます。

2014年度（2014年4月～2015年3月の12ヶ月間。四国電力の決算期では第91期）、四国電力は302億6600万kWh（キロワットアワー）の電力を供給しました。そのうち自社発電による電力は、193億5000万kWhで、全体供給量の約64％に相当します。一方で他社から購入した電力量は109億1600万kWhで全体供給量の約36％に相当します。つまり四国電力は、総供給量の1／3強を他社購入に依存しているのです。この場合他社購入は、他電力会社からの購入電力のことを指しているわけではありません。（**電力業界の用語で電力会社同士の電力のやりとりを融通電力といっていますので、私もその言い方になります**）つまり融通電力の購入は極特殊な場合を除けばほぼゼロです。

「電力需給逼迫解消の決め手は融通電力のやりとりにある」

というマスコミの宣伝がいかにデタラメかがわかりただけだと思います。

ここでおかしいな、と思われた方も多いかと思います。というのは、伊方原発を除いた四国電力の発電能力は約500万kWあり、夏のピーク時一瞬では足りなくなるものの、そのピーク時を除けば、ほぼ自社発電設備で賄えるのに、なぜこれほど他社発電電力に大きく依存しているのだろう？、と。

その答えは、1kWhあたりの発電コストにあります。2014年度四国電力が発電する火力発電の1kWhあたりの直接発電コスト（**間接費や電源開発促進税といったコストを除く**）は、1kWhあたり10.67円でした。これでも前年の16円～17円から見ると大幅なコストダウンです。大きな理由は世界的なエネルギーコストの下落（**暴落といってもいいと思います。世界的に投機資金が一斉に株と債券に流れたのです**）にあります。また四国電力自身も、阿南や西条発電所のような旧態依然たる石油に依存するコスト高の発電所に対する依存を避け、橋湾発電所のような低コスト石炭火力発電にシフトしていったことも大きな要因です。

しかしそれでも、他社購入電力の方が安いのです。たとえば、他社購入のうち最大の供給元である電源開発は、2014年度1kWhあたり平均8円で電力会社に販売しています。

前年度は平均約9円でしたから、約1円の値下げを電力会社から要求されたことになります。

つまり自社で発電するより電源開発や土佐発電所など他社から購入した方が安い場合が多いのです。ですから自社設備を遊ばせても他社購入に依存することになり、前述のように総供給電力のうち約1／3強を他社購入に依存する結果となるのです。

ここで注目を引くのは「新エネルギー電力」他社購入の割合が大幅に増えていることです。四国電力自身は、発電コストの高い新エネルギー（**その中心は太陽光発電です**）をほとんど手がけていません。それに対して他社購入は15億3500万kWhと総供給量の約5％を購入するようになっています。後でも見ますがこれが四電に新たな収入をもたらしているのです。

「伊方原発が動かなければ、電力需給は逼迫し現在綱渡り状態」などというマスコミの宣伝がいかに嘘っぱちかがわかりただけだと思います。

電力料金値上げで販売電力量の落ち込みをカバー

表12に見られるように、2014年度四国電力は電力売り上げを5307億円と対前年から約2.3％改善させました。（表12「販売電力売上」参照）その理由は後で見ることにして、販売電力量はどうかというと、逆に約3％も落ちこんでいます。（表12「販売電力量」参照）中でも一般家庭・小口顧客（**四電の分類では「電灯」顧客**）の落ち込み約5％が目立ちます。唯一融通電力販売が増加していますが、これはほぼ関西電力への販売です。域内市場の小さい四国電力にとって、関西電力に電気を買ってもらって経営を維持する、という体質があります。

それに伴い客販売単価も上がりました。これには2013年7月と9月に実施した料金値上げが大きく寄与しています。

2014年度一般家庭・小口顧客に対する販売単価は1kWhあたり22.87円と4.4％も上がりましたし、大口顧客には17.59円と平均6.8％も上がっています。逆に関西電力への販売（**融通販売**）は、買ってもらっている手前、4.6％も値下げしています。

しかし全体としてみれば、1kWhあたり19.20円と前年から平均5.3％も販売単価を上げており、販売電力量の落ち込みを、単価の値上げでカバーしているのが現状です。

表11 四国電力の総電力供給量と発電量

単位は百万 kWh

自社発電量	水力	2,324	7.68%
	火力	17,014	56.21%
	原子力	—	—
	新エネルギー	12	0.04%
	合 計	19,350	63.93%
他社購入量	水力	1,171	3.87%
	火力	8,210	27.13%
	原子力	—	—
	新エネルギー	1,535	5.07%
	合 計	10,916	36.07%
総供給量		30,266	100.00%
損失電力		-2,718	-8.98%
実質総供給量		27,548	91.02%

※比率は総供給量に対する割合
※2／3弱を自社発電、1／3強を他社購入で賄っている
【参照資料】同社第91期有価証券報告書 10p 及電話取材

表12 四国電力販売電力量・販売単価

※電力量の単位百万 kWh
※電力売上の単位百万円
※電力単価の単位は1kWh 当たり円

	第91期	対前年比	第90期
販売電力量			
家庭・小口	9,328	-4.9%	9,707
大口	17,154	-2.5%	17,594
融通販売他	1,155	0.5%	1,149
合 計	27,637	-2.9%	28,462
販売電力売上			
家庭・小口	213,345	0.3%	212,707
大口	301,724	4.1%	289,841
融通販売他	15,593	-4.1%	16,260
合 計	530,662	2.3%	518,807
販売電力単価			
家庭・小口	22.87	4.4%	21.91
大口	17.59	6.8%	16.47
融通販売他	13.50	-4.6%	14.15
全 体	19.20	5.3%	18.23

※「家庭・小口」は電灯販売
※「大口」は電力販売
※「融通販売他」の販売先はほとんど関西電力と思われる
【参照資料】同社有価証券報告書 10p
※第91期は15年3月期、第90期は14年3月期

原発なしで黒字転換、原発なければもっと黒字

それでは四国電力直近3期の経営指標を見ておきましょう。

表14が直近3期の四国電力連結経営指標です。**（連結決算とは四国電力が支配権をもつ子会社群グループと四国電力本体を一緒にして決算する方法です）**

89期は急激な円安と世界的なエネルギー価格の急騰のために、石油・重油、高価格 LNG 依存体質の旧態依然たる日本の電力会社は直撃を受け、いずれも赤字経営でした。日銀に超金融緩和政策をとらせ、急激な円安を招いた張本人である安倍晋三氏が、「原発が稼働しないため、電力会社の火力発電コストが高み赤字経営になっている。これは国富の流失である」と述べたのもこのころです。同時に電力の自由化**（それは電力業界のグローバル市場化）**に耐えられる経営体質をもった電力企業は、電源開発と中部電力くらいなもので後の電力会社はグローバル化に耐えられないことも露呈しました。

表 15 四国電力（単独） 損益計算書

単位：億円（四捨五入）

	第90期	第91期
営業収入	5,665	5,945
電気事業収入	5,523	5,802
電灯料収入	2,127	2,133
電力量収入	2,898	3,017
融通販売	78	90
他社販売	85	65
託送収入	30	33
事業者間 精算収入	23	23
再エネ特措法交付金	231	394
雑収入等	51	46
付帯事業収入	142	144
営業費用	5,706	5,729
電気事業費用	5,574	5,600
水力発電費	120	123
火力発電費	2,803	1,815
原子力発電費	595	642
新工ネ等発電費	1	2
融通購入	6	5
他社購入	1,096	1,248
送電費	325	302
変電費	148	159
配電費	467	507
販売費	190	195
一般管理費等	301	276
再エネ特措法納付金	85	169
電源開発促進税	102	100
事業税	57	57
電力振替勘定	-3	-3
付帯事業費用	132	132
営業外損益	-40	217
営業外収入	61	80
営業外費用	102	102
支払利息	99	99
経常損益	-81	194
繰上準備金取崩	-13	-
繰上準備金引当	-	16
特別利益	342	-
税引き前純損益	274	178
法人税・住民性・事業税	-17	-2
法人税等調整額	12	86
法人税等合計	-6	86
当期純損益	280	93

【参照資料】 同社 91 期有価証券報告書 81-18p

四国電力もこの年大赤字でした。翌年90期は、エネルギー価格も落ち着き、この年早々と料金値上げの効果もあって四国電力の経営は大幅に改善しました。連結での純損は33億円で収まったので

表 13 四国電力 経営指標（単独） 直近3期

（単位：億円 四捨五入）

	第91期 15年3月期	第90期 14年3月期	第89期 13年3月期
売上高	5,945	5,665	5,023
経常損益	194	▲ 81	▲ 462
純損益	93	280	▲ 462
資本金	1,456	1,456	1,456
純資産額	2,766	2,685	2,378
総資産額	13,387	13,345	13,188
自己資本比率	20.7%	20.1%	18.0%

※ 1 販売電力量は減少したが、2014 年に実施した値上げが大きく寄与
※ 2 再生可能エネルギー固定買い取り制度の賦課金大幅増収
※ 3 エネルギー費用負担調整機関からの交付金増加
※ 4 火力発電単価、火力発電電力買い取り単価の減少で費用減
※ 5 第90期は単独では280億円の黒字だが連結では33億円の赤字。これは電力事業以外での大幅赤字と思われる。

【参照資料】九州電力第91期有価証券報告書 3p

表 14 四国電力 経営指標（連結） 直近3期

（単位：億円 四捨五入）

	第91期 15年3月期	第90期 14年3月期	第89期 13年3月期
売上高	6,643	6,363	5,618
経常損益	245	▲ 174	▲ 570
純損益	103	▲ 33	▲ 429
資本金	243	▲ 6	▲ 354
純資産額	3,009	2,874	2,852
総資産額	140,112	13,973	13,854

※ 1 第90期の純損は電力事業以外のセグメントで生じた
※ 2 連結での売り上げは電力事業以外で約600億円

【参照資料】九州電力第91期有価証券報告書 2p

す。マスコミは「伊方原発が再稼働しないので四電は依然として赤字」と報じました。

ところが表13の四国電力単独の決算を見ると、90期はすでに280億円の黒字が出ています。この年電力事業自体はすでに黒字だったのです。それではなぜ連結では赤字になったかという、四電グループの建設・エンジニアリング子会社が300億円以上の大赤字を食らっていたので、連結にすると赤字になってしまったということです。本体の電力事業はすでに黒字だが、建設エンジニアリングが赤字だったので連結では赤字になってしまい、マスコミはこれを伊方原発が再稼働しなかったため、と報じたわけです。**（このマスコミ報道を真に受けた人も多いと思います）**

91期は、先にもみたように世界的なエネルギー価格の下落、また料金値上げ効果が通期で寄与したこともあって楽々と黒字決算にすることができました。またよく見てみると再生エネルギー**（新エネルギー）**の購入が大幅に増えたことも経営改善につながっています。表15の【営業収入】の「再生エネ特措法交付金」が前年の231億円から394億円と163億円も増えています。再生エネルギーは依然として高コストの発電手段で、これを電力会社に購入させることを目的とした再生エネ特措法が存在しますが、再生エネ特措法では、高いコストの再生エネルギー電力を販売して生ずる赤字を政府が補填することになっています。それが再生エネ特措法交付金です。電力会社は再生エネ特措法に基づいて再生エネルギー促進のための費用を電力料金に賦加して一般顧客から徴収して政府に納めています。それが再生エネ特措法納付金です。**（表15【営業費用】の「再生エネ特措法納付金」の項参照）**

91期は納付金**（払う金）**が169億円と前年の85億円から跳ね上がっていますが、その分交付金**（もらう金）**も394億円に跳ね上がっています。こういうことです。太陽光発電などの高コスト電力を扱うことで、169億円を支払って、394億円をもらう、というボロい商売が再生エネルギービジネスなのです。財源はもちろん私たちが支払う電気料金請求書の中に含めてあるお金です。

こうして伊方原発再稼働なしでも四電は楽に黒字を達成しています。ところでもし、四電が伊方原発をもっていなかったらと考えてみてください。【営業費用】の項目を見ると、原子力発電費が90期には595億円、91期には642億円です。「はて？この期には原発の電気は1 kWh もなかった筈だが」そうです。「発電費」とはありますが、原発の発電はゼロですから、これは全て維持費なのです。もしこの金額がなければ、四国電力は大幅黒字、料金値上げの必要もありませんでした。伊方原発が経営の足を引っ張っているのです。

原発やめたくてもやめられない事情 金融機関と政府にがんじがらめにされて

これまで見てきたように原発は電力会社にとっては重い足枷になっています。今回チラシでは詳しく扱えませんが「**原発の電気は安い**」などとする話もデマの類いです。電源開発の有価証券報告書で見る限り、石炭火力の直接発電コストは**1 kWh 当たり平均7円で推移**しています。経産省は無理な仮定を幾重にも重ねて2020年あたりの原発コストは平均9円、いや10円だといった試算を発表していますが、そんな将来のコストを見るより、現実のコストを算出してみればいいのです。現在発生しているコスト、特に**高レベル放射性廃棄物処分費を将来コストに先送りし、また原子炉廃炉費用を過小評価した上で将来に先送りして現実に見せかけて**いるだけです。

表 16 四国電力（単独）の資産の内訳

単位は億円（四捨五入）

固定資産	14年3月末	15年3月末	比率
水力発電設備	643	634	4.52%
火力発電設備	746	670	4.78%
原子力発電設備	1,048	1,039	7.42%
送電設備	1,513	1,453	10.37%
変電設備	867	850	6.07%
配電設備	2,053	2,049	14.62%
その他の固定資産	1,208	1,165	8.31%
建設仮勘定及び除却仮勘定	321	467	3.33%
加工中等核燃料	1,396	1,415	10.10%
長期投資	568	718	5.12%
使用済核燃料再処理積立金	1,105	1,045	7.46%
繰延税金資産	419	378	2.70%
退職給付に係る資産	221	137	0.98%
その他	362	310	2.21%
流動資産			
現金及び預金	111	348	2.48%
受取手形及売掛金	640	743	5.30%
棚卸資産	393	350	2.50%
繰延税金資産	118	74	0.53%
その他	272	199	1.42%
貸倒引当金	-29	-28	-0.20%
総資産計	13,973	14,012	

表 17 四国電力 主要株主（2015年3月31日現在）

株主名	所在地	持株比率
1 自社保有株式	—	6.95%
2 伊予銀行	松山市	3.97%
3 百十四銀行	高松市	3.97%
4 日本生命	東京	3.32%
5 住友共同電力	新居浜市	3.17%
6 高知県	高知市	2.79%
7 日本マスタートラスト信託銀行	東京	2.54%
8 四国電力従業員持株会	高松市	1.99%
9 明治安田生命	東京	1.79%
10 日本トラスティ・サービス信託銀行	東京	1.58%
11 四国銀行	高知市	1.23%
11 株主計		33.30%
四電グループ保有株式		
四電工	高松市	0.79%
四電エンジニアリング	高松市	0.39%
四国計測工業	多度津町	0.09%
四電ビジネス	高松市	0.01%
11 株主及びグループ計		34.58%

【参照資料】同社第91期有価証券報告書 25p

四国電力だけをとってみても、もし原発がなければ、料金値上げもせずに楽々黒字経営であることは前述の通りです。

しかし今の四国電力に即原発廃炉を決定する経営体力はいったいあるのでしょうか？結論からいって四国電力は、原発ビジネスの毒に骨まで冒されており、とても原発ビジネスから撤退する経営体力はありません。

15頁表14は連結ベースの四国電力経営指標です。直近91期末の純資産は、若干回復し3009億円と3000億円台を回復しました。91期の黒字が貢献しています。

表16は、今度は四国電力単独の総資産の内訳表です。最大の癌は、「**加工中等核燃料**」です。これは**要するに使用済核燃料**です。なぜ「加工中」なのかというと、使用済核燃料を青森県の六ヶ所村にある日本原燃の再処理工場に送ってそこから燃料プルトニウムを取り出す、その「加工中」だからという建前からです。しかし使用済核燃料は核のゴミです。資産価値はありません。経産省の「電力会社会計処理規則」で資産計上しなさいと指示しているから核のゴミを資産計上しているだけです。**いわば経産省公認の粉飾決算です**。しかしそれも「原発ビジネス」を継続するから成立するフィクションで、原発ビジネスを辞めればこのフィクションすら成立しません。粉飾決算の「加工中等核燃料」1415億円は、その粉飾すら維持できなくなりただのゼロ価値にもどります。ゼロ価値になれば損金処理しなければなりません。財源は純資産しかありません。引き算すると1594億円しか純資産は残りません。そればかりではありません。この核のゴミを処理する費用はどこからも出てきません。核のゴミは高レベル廃棄物ですから、地層処分しなければなりません、候補地すら決まっていない状況では、地層処分全体にかかる費用見積もりすらできない状況です。四国電力にいくらの請求書が回ってくるか皆目見当が付きませんが、数千億円レベル以下でないことは確かでしょう。1594億円の純資産では到底追いつきません。

そればかりではありません。**原子力発電設備1039億円**もゼロ資産です。経産省は廃炉が決定した原子力施設はいったん資産価値がありとして、損金処理にしない救済措置を2015年3月から省令で施行しましたが、実際に電力自由化が始まってこの制度が有効に機能するかどうかは誰にもわかりません。

さらに**廃炉費用（解体費用）の積み立て不足分**があります。いくら不足しているのか、実際廃炉にしてみないとわかりません。今の四国電力の経営体力では、倒産覚悟でない限り原発ビジネスと絶縁する事はできないのです。こうして**現在3号機の規制基準対応策費で数百億円レベルの出費**をしており（この一部分は【固定資産】の「建設仮勘定」の中に含まれています）、また**原発ビジネスを継続する限り、15頁表6で見たように全く稼働していなくても毎年600億円レベルの出費**を続ける事になります。原発ビジネスを継続する限り四国電力は健全な企業体にはならないのです。かといって原発ビジネスと絶縁することもできません。四電のような会社いったん潰れてしまっただけで四国に新たな健全な公共電力事業会社を設立した方がいいと私などは思うのですが。